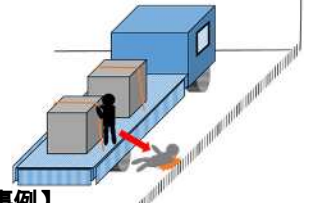
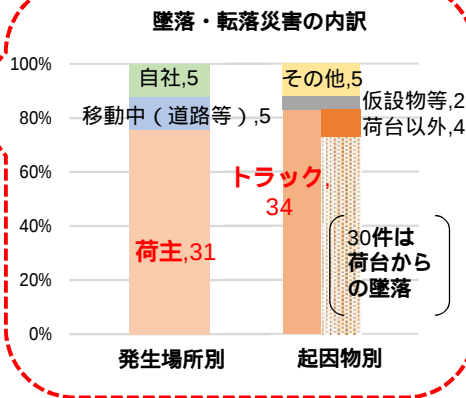
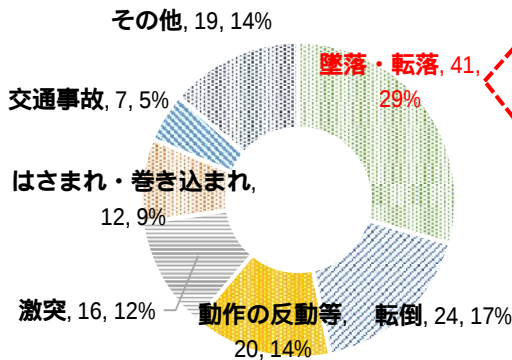


荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ 道路貨物運送事業における労働災害防止にご協力ください

道路貨物運送業の労働災害の多くが荷主等の事業場で発生しています。

道路貨物運送業では「墜落・転落」による労働災害が死傷災害の約3割を占めていますが、これらの労働災害の多くが荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場でトラック（特に荷台）に起因して発生しています。

【道路貨物運送業における労働災害発生状況】



【災害事例】

荷主事業場で積荷をトラックの荷台上に載せた後、固縛する作業を行っていたところ、体勢を崩して床面に転落した。

十分なスペースが存在しなかったため、荷台上で作業を行っていたものの。

荷主等の皆様も陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく道路貨物運送業の労働災害防止に取り組んでください。

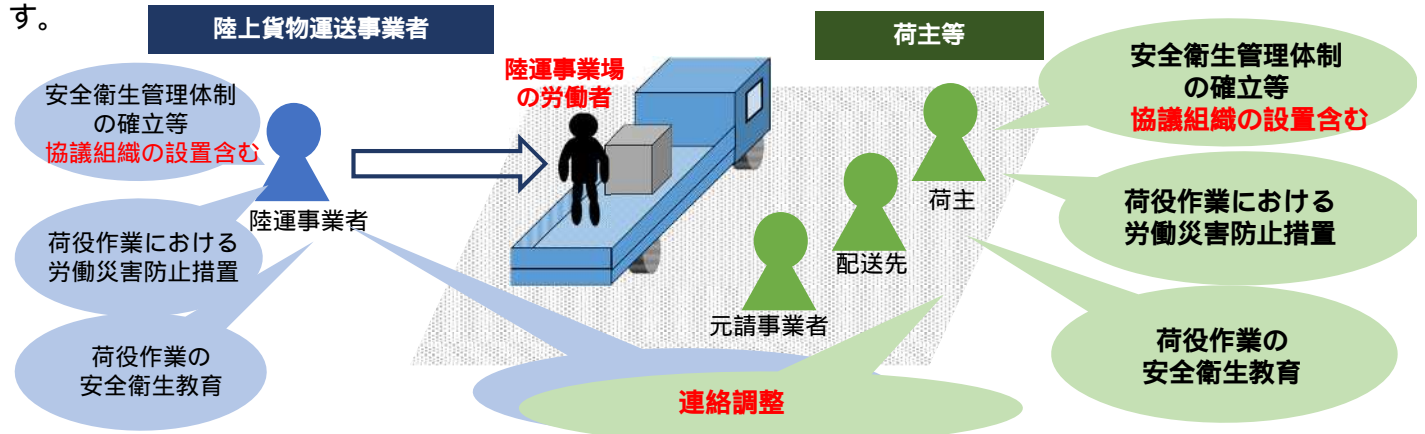
POINT

荷役作業時の労働災害の発生場所の約70%が荷主、配送先、元請事業者等（荷主等）



荷主等においても、陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保に協力する必要

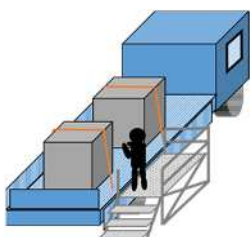
陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインは、陸上貨物運送事業の労働者が行う荷役作業における労働災害防止のために、**陸上貨物運送事業者**と**荷主等**が行うべき取り組みを示したものです。



その他に、自動車運転者が荷役作業を行う場合の措置・陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置が示されています。

「墜落・転落」による災害防止対策の徹底をお願いします。

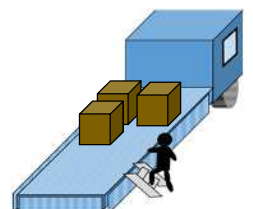
陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づき、荷主等が管理する施設で陸上貨物運送事業の労働者が荷役作業を行う場合は、以下のような墜落・転落防止のための施設、設備等をできるだけ用意してください。



↑ 作業台の例

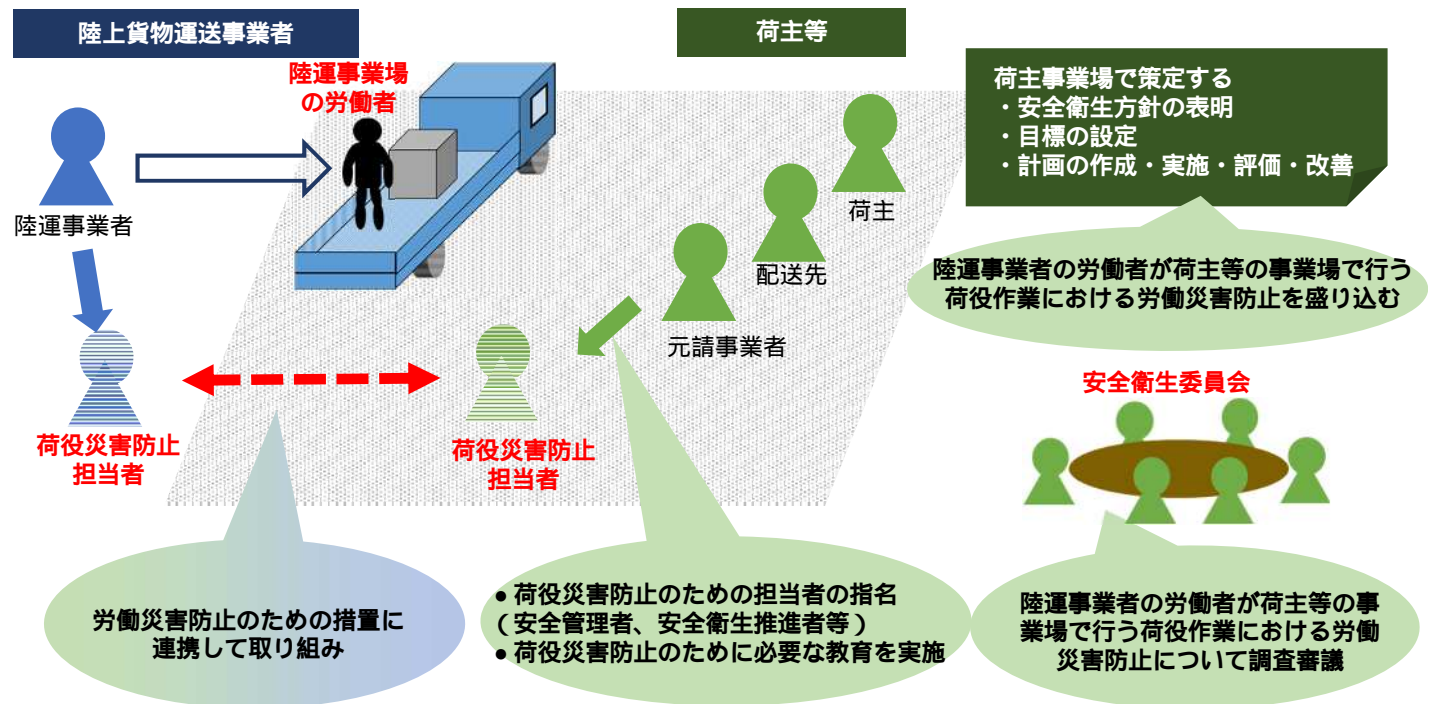
- ・プラットフォーム（移動式のものを含む。）、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備
- ・タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するための要求性能墜落制止用器具【 】取付設備（親綱、フック等）
- 【 】フルハーネス、安全帯等のこと

↑ 荷台への昇降設備の例



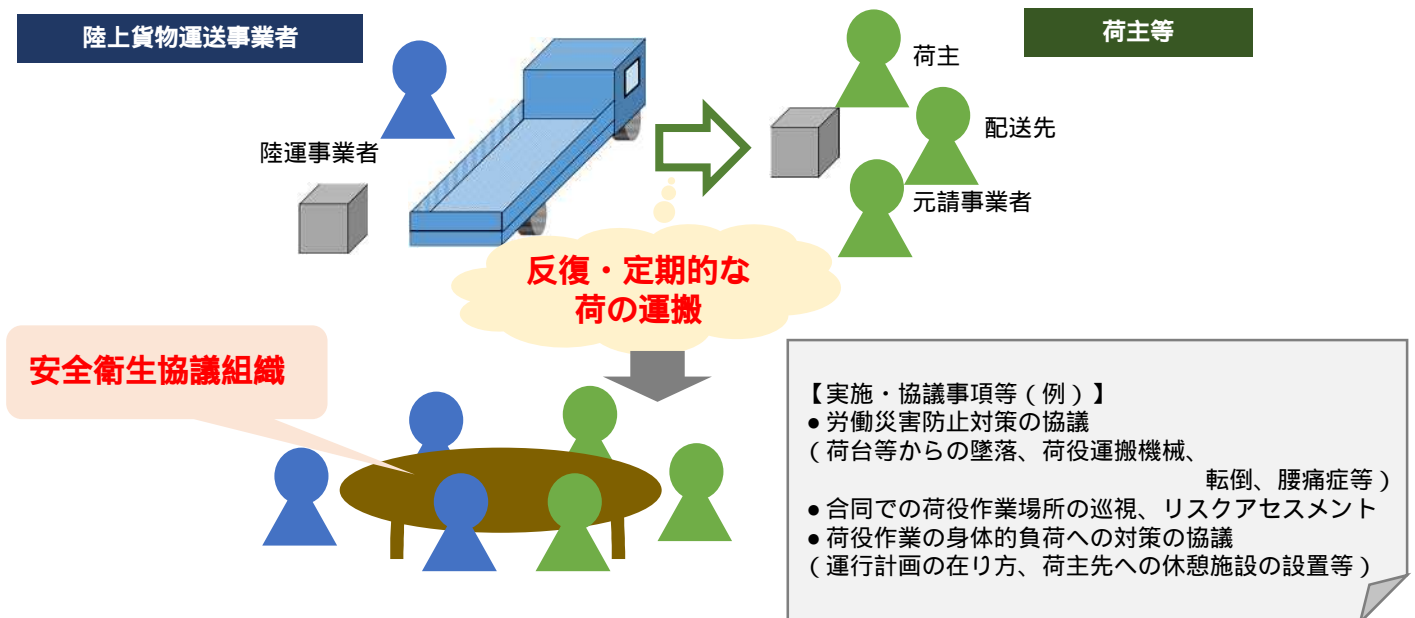
荷主等における安全衛生管理体制の確立をお願いします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づき、荷主等の事業場において、荷役作業時の労働災害防止のための安全衛生管理体制の確立を図りましょう。



陸上貨物運送事業者と荷主等の協議組織の設置等を通じた災害防止活動を進めてください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づき、反復・定期的な荷の運搬が行われる陸上貨物運送事業者と荷主等は協議組織の設置等を通じて労働災害防止のための活動を行ってください。



滋賀労働局では、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく措置を実施する事業場（道路貨物運送業・荷主等）の増加を推進していきます。

滋賀労働局では、第14次労働災害防止推進計画（滋賀版）において、本ガイドラインに基づく措置を実施する道路貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする目標（アウトプット指標）を掲げています。

道路貨物運送業における労働災害件数を減少させていく観点から、荷主、配送先、元請事業者におかれましても、次頁以降のガイドラインに基づく措置の実施に努めてください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（抜粋）

平成25年3月25日付け 基発0325第1号
(最新改正：令和5年3月28日付け 基発0328第5号)

第3 荷主等の実施事項

1 安全衛生管理体制の確立等

(1) 荷役災害防止のための担当者の指名

陸運事業者と連携して、荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

ア 安全管理者、安全衛生推進者等の中から荷役災害防止の担当者を指名し、陸運事業者の荷役災害防止担当者が行う労働災害防止のための措置に連携して取り組ませること。

イ 指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役災害防止のために必要な教育を実施すること。

(2) 安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

荷主等による安全衛生方針の表明や目標の設定、安全衛生計画の策定に当たっては、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止について盛り込むこと。

(3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。

ア 安全委員会等において、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止について調査審議すること。

イ 反復・定期的な荷の運搬を発注する陸運事業者と安全衛生協議組織を設置し、下記4(4)に例示する事項等について協議すること。

2 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

ア 陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において行う必要がある荷役作業について、陸運事業者に通知すること。また、事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせないこと。

イ 荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（以下「貨物自動車運転者」という。）の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、荷役作業の安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）とすること。

ウ 荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業を行える状況に保持すること。

エ 陸運事業者からの不安全な作業指示等に対する改善要望があった場合は、適切に対応すること。また、陸運事業者の労働者が不安全な方法で荷役作業を行っていることを確認した場合には、速やかに改善を求めること。

オ 陸運事業者の労働者と荷主等の労働者が、荷主等の事業場において混在して作業を行う場合には、作業間の連絡調整を行うこと。

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

ア 荷主等が管理する施設において、できるだけブラットホーム（移動式のものを含む。）、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意すること。

イ 荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に要求性能墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

【フォークリフトによる労働災害の防止対策】

ア 陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認すること。

イ 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。

ウ 陸運事業者に対し、作業計画の作成に必要な情報を提供すること。

エ 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。

オ 荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示すること。

カ 荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。

キ 荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。

【クレーン等による労働災害の防止対策】

ア 陸運事業者の労働者にクレーン等を貸与する場合は、つり上げ荷重に合った資格を有していることを確認すること。

イ 所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。

ウ 荷主等の労働者が運転するクレーン等により、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にクレーン等による荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。

エ 荷主等が管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正しておくこと。

オ 荷主等の管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、転倒防止のための敷鉄板を準備すること。

【コンベヤーによる労働災害の防止対策】

ア 荷主等が管理する施設において、通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場所は、踏切橋等を設けること。

イ 荷主等が管理するコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。

ウ 荷主等が管理するコンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。

【ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策】

ア 荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。

イ 荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。

ウ 荷主等がロールボックスパレット等に荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。

エ 荷主等は、自身が所有するロールボックスパレットについて、最大積載重量を表示するとともに、定期的に不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。また、陸運事業者より不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。

（４）転倒による労働災害の防止対策

ア 荷主等が管理する施設において、荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。

イ 荷主等が管理する施設において、荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。

ウ 台車等を用意すること。

（５）動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

ア 荷主等が管理する施設において人力荷役をする場合は、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。

イ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。

ウ 陸運事業者の労働者が重量の重い荷を扱う場合は、荷主等の労働者に作業を補助させること。

エ 台車等を用意すること。

（６）その他の労働災害の防止対策

荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。

３ 荷役作業の安全衛生教育の実施

（１）運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知

貨物自動車運転者については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第７号。以下「改善基準告示」という。）により、拘束時間、運転時間の上限等が定められている。

したがって、運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させること。

（２）荷主等の労働者への荷役運搬機械に関する安全衛生教育の実施

荷主等の労働者が運転する荷役運搬機械により、陸運事業者の労働者が被災することのないよう、労働者に荷役運搬機械の安全衛生教育を行うこと。

４ 陸運事業者と荷主等との連絡調整

（１）荷役作業における役割分担の明確化

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることが挙げられる。

このため、運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要である。

こうした点を踏まえ、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。

（２）配送先における荷卸しの役割分担の明確化

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多い。この場合、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知すること。

（３）荷役作業実施における荷主等と陸運事業者との連絡調整

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、陸運事業者の荷役災害防止の担当者に対し、安全作業連絡書（参考例を参照）の内容を通知すること。

（４）陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷主等の事業場において、陸運事業者の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運事業者と荷主等で協議する場を設けること。

具体的には、荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うこと。

また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先への休憩施設の設置等についても併せて協議すること。

５ 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、荷役作業を行うことによる疲労に配慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮すること。

６ 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む。）を他の陸運事業者に請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行うことが適当である。